

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:奥住小保木棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧奥明方村地域の内、奥住小保木（おくずみこぼき）地区の棚田。

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

現在の耕作者が耕作不能となった場合には、協議会で担い手を確保し、令和１１年度まで奥住小保木地区の棚田における棚田管理に取組み維持する。

農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を継続実施する。

令和１１年度まで奥住小保木地区の棚田の作付面積１．１ha から１．４haまで増加する。

- ・獣害防止柵の管理と設置による保全

現在、設置されている恒久柵の継続管理をする。

- ・生産性・付加価値の向上

植栽したブルーベリーを維持管理し、令和１１年度までに体験農園の開設を検討する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

奥住小保木地区での棚田米生産量を令和６年度時点０．５t から令和１１年度１．０t まで増加させる。

- ・自然環境の保全・活用

奥住小保木地区の棚田に現在設置されている獣害被害防止のための恒久柵の管理を行い、侵入防止強化のため獣害防止柵の嵩上げを行う。有害鳥獣の捕獲罠や檻を設置する。

環境に配慮して有機農法や自然農法の調査研究を行う。

- ・良好な景観の形成

定期的な草刈等の管理作業により、奥住小保木地区の棚田の畦畔保持活動を実施する。

- ・伝統文化の継承

奥住神社で毎年奉納される伊勢神楽の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

都市農村交流人口を図るため、令和１１年度まで棚田体験交流事業を継続する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

奥住小保木地区の棚田の体験農園を案内紹介する看板を設置する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

奥住小保木地区の棚田米を原料とした加工品を新たに１品目製造販売する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

奥住小保木地区の棚田において、定期的な畦畔、農道、用水路の保全活動を地域ぐるみで実施し、耕作放棄地の発生防止と削減を図る。耕作が不可能となった農地については、協議会で担い手確保に努めるとともに、担い手が確保されるまでの間は、協議会構成員により草刈等を行い、適切に保全管理を行う。

・生産性・付加価値の向上

植栽したブルーベリーを（実施主体）が維持管理し、令和11年度までに（実施主体）が体験農園の開設を検討する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和11年度まで奥住小保木地区の棚田の作付面積1.1haから1.4haまで増加する。

令和11年までに棚田米の販売量を0.5tから1.0tに増加させる。

・自然環境の保全・活用

令和11年度までに奥住集落協定と連携し、小保木地域営農組合が奥住小保木地区の棚田に現在設置されている恒久柵の管理を行い。侵入防止強化のため獣害防止柵の嵩上げを行う。また、有害鳥獣の捕獲罠や檻を設置する。

・良好な景観の形成

奥住集落協定と連携し、小保木地域営農組合が主体となり、定期的な草刈等の管理作業により、小保木地域の棚田の畦畔保持活動を実施する。

・伝統文化の継承

奥住自治会により、奥住神社で毎年奉納される伊勢神楽の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

明宝ジビエ研究会と連携し、棚田体験交流事業により、都市農村交流人口の創出、拡大を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

奥住集落協定と連携し、小保木地域営農組合が奥住小保木地区の棚田の体験農園等の案内紹介する看板を設置する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

小保木地域営農組合が主体となり奥住小保木地区の棚田の農産物を材料とした加工食品の製造を推進する。

小保木地域営農組合が支援し、令和11年度までに実施主体が奥住小保木地区

の棚田の棚田米を原料とした、どぶろく 5 リットルの製造に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

明宝奥住小保木棚田地域振興協議会は、郡上市、奥住自治会小保木組、奥住集落協定、小保木地域営農組合、明宝ジビエ研究会で構成する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

(別添 1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第 3 条第 1 項】

別添のとおり